

南アルプス市学校給食用一般物資供給契約書

学校給食用一般物資（以下「物資」という。）の供給に関し、南アルプス市長 金丸一元（以下「発注者」という。）と学校給食用一般物資納入業者（以下「受注者」という。）は次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 学校給食の運営を円滑に行うため、安全で衛生的かつ良質な学校給食食材を供給することを目的とし、期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（納入物資の条件）

第2条 受注者が発注者に納入する物資は、次の条件を備えたものとする。

- （1）生産地・加工施設・仕入日・加工日・消費期限等が明確であり、給食用として適切であること。
- （2）野菜、肉、魚及び卵等生鮮食料品について、特に新鮮且つ衛生的であること。
- （3）安い価格で良質な地場産物を優先すること。
- （4）物資の納入にあたっては、数量及び品質等の安全管理・温度管理などが確保されていること。
- （5）その他、安心・安全な給食を実施できる物資であること。

（物資の納入及び検収等）

第3条 受注者は、物資の納入にあたっては、納品書を添付し、発注者の立ち会いのもと検収をうけること。

- （1）受注者または受注者の物資取扱いに従事する者は、健康状態が良好であること。さらに、服装は衛生的かつ適切であること。
- （2）受注者は、物資を納入する際には、配送車等の衛生的な管理に留意し、物資の適切な温度管理のために、必要に応じ冷蔵庫及び冷凍庫を使用するものとする。
- （3）物資の納入場所は、給食室の前室または発注者の指定する場所とし、直接床面に接触しないように納入するものとする。納入時間は発注者の指定した時間とする。
- （4）受注者がやむを得ない事情により、物資の納入ができない場合は、発注者に速やかに報告し指示を得るものとする。
- （5）検収時において、前条各号に抵触する物資が発見された場合は、受注者の責任において、ただちに物資の補充及び交換をするものとする。以後においても前条各号に抵触する物資を発見したときも同様とする。

（衛生管理）

第4条 発注者、受注者ともに物資の衛生管理に努めるものとする。

- （1）受注者は、常に店舗等を清潔にし、業務従業員の衛生管理に意を注ぐとともに、

物資の搬送（配達）においても衛生管理の徹底を図るものとする。

- (2) 学校給食用食材が衛生的に納入されるために、受注者は食材の検査、施設の定期検査等を自主的に行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- (3) 発注者は、検収後の物資について、常に清潔で安全な管理に努めるものとする。
- (4) 受注者は、定期的に保健所または承諾する機関において従事者全員の検便（検査項目、腸管出血性大腸菌<0-157>、サルモネラ菌、赤痢菌を含む）を実施し、その結果を速やかに発注者に提出するものとする。**また、必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めることが望ましい。**

(代金の支払い等)

第5条 受注者は、物資納入月の翌月5日までに物資代金請求書に請求内訳書を添付して物資代金を請求し、発注者は翌月末日までに受注者の指定する金融機関への口座振込により支払うものとする。ただし、振込手数料は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次に該当する場合契約を解除することができる。

- (1) 受注者が契約を期限までに履行しないとき、または履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が食品衛生法に違反したとき。
- (3) 発注者に物資納入の必要がなくなったとき。
- (4) 受注者が契約の解除を申し出、その理由が正当と認められるとき。
- (5) 1ヶ月間に、不合格品または不備等を2回以上出したとき。
- (6) 各号の一によって、発注者が負担、若しくは損害を生じた費用はすべて受注者の負担とする。

(その他)

第7条 その他記載のない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。この契約を証するため本証書を2通作成し、発注者・受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

発注者 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金丸一元 印

受注者 郵便番号 _____

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

業 者 名 _____

印